

「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案に対する意見公募手続の結果について

令和4年4月12日
経済産業省
貿易経済協力局
安全保障貿易検査官室

「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案について、令和4年2月18日から同年3月19日まで意見公募手続を実施いたしました。

1. 意見公募実施方法

- (1) 募集期間：令和4年2月18日（金）～令和4年3月19日（土）
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び経済産業省ホームページに掲載
- (3) 意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム及び電子メール

2. 提出意見数

2件

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第43条第2項に基づき、提出された御意見は整理又は要約しております。提出された御意見については、整理又は要約していないものを安全保障貿易検査官室において閲覧に供します。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	○今後、電子データで提出したCP、CLに対する受理票は、電子データで発行されると良いと思われる。また、既に紙媒体で発行（郵送）された受理票の返却は郵送でもやむを得ないが、電子データで発行された受理票は電子データにて返却ができると良いと思われる。	御意見を踏まえ、以下の点を本改正通達に含めることといたします。 ・本年5月1日以降に届出をした者に対しては、その「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」を電子情報処理組織又は電子メールにより送信すること

		・当該届出前に書面で発行された以前の受理票の返却は、従来どおり郵送にて行っていただく必要はあるものの、電子情報処理組織又は電子メールにより送信した受理票の返却は必要ないこと
2	○ファクシミリ番号については問題時の代替等の目的での使用の可能性が無くもないと思われるので、当面の間、様式に残し続けておく方が良いと考える。なお、電子メールの行政手続での利用については、全事業者間経路においての DKIM 完備と TLS で保護（SMTPoverTLS、STARTTLS の利用）されたメールの送信及び受信が行えるのが確実になるまで本格的な利用は控えた方が良いのではないかと考える。	現状、本通達に関連して当省から届出者に対しファクシミリによる情報伝達を実施しておらず、今後もファクシミリを使用する可能性は極めて低いと考えられるため、原案どおりとさせていただきます。なお、電子メールの行政手続での利用に関する意見については、今後検討の参考とさせていただきます。

※上記のほか、修辭上の修正等、所要の修正をさせていただいております。